

用途の分類について

特定用途			特定用途以外の部分
専用部分	附随する部分	附属する部分	
<ul style="list-style-type: none"> ● 興行場：興行場法第1条第1項に定義する興行場 ● 百貨店：小売業（飲食店業を除く。物品加工修理業を含む）の床面積の合計が1000㎡を越えるもの ● 集会場：会議、社交等の目的で公衆の集合する施設（公民館、市民ホール、各種の会館、結婚式場等） ● 図書館：図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、公衆の利用に供することを目的とする施設。<u>図書館法の適用を受けるものに限定されない。</u> ● 博物館・美術館：歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料を収集し、整理し、保存して、公衆の利用に供することを目的とする施設。<u>博物館法の適用を受けるものに限定されない。</u> ● 遊技場：設備を設けて、公衆にマージャン、パチンコ、ボーリング、ダンスその他の遊戯をさせる施設。※ ● 店舗：公衆に対して物品を販売し、又はサービスを提供することを目的とする施設。 ● 事務所：事務を執ることを目的とする施設一般。 ● 学校：研修所を含む。※ ● 旅館：旅館業法第2条第1項に定義する旅館業を営むための施設。 	<p>廊下、階段、機械室、便所等の共用部分。専用部分と密接不可分の関係にあるもの。</p>	<p>特定用途の専用部分に附属した機能、目的を有するもの。百貨店内の倉庫、事務所に付属する駐車場等（屋根付き）。特定用途と分離して取り扱うほど独立した機能、目的を有するものではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共同住宅 ■ 工場 ■ 作業場 ■ 病院 ■ 鉄道等の運転保安に関する施設 ■ 跨線橋 ■ プラットホームの上家 ■ 体育館 ■ 自らスポーツをするための施設 ■ 自然科学系の研究所（事務系の研究所は「事務所」に該当） ■ 寄宿舍 ■ 貸間 ■ 延べ床面積が特定用途部分のそれを越える「附属する部分」 ■ 郵便局の作業室部分 ■ 電話局の機械室部分 ■ 浴場、屋内プール ■ 寺院、教会
<p>特定用途及び特定用途以外の部分のいずれにも属さない部分</p>			<p>▼地下街の地下道 ▼ターミナルビル内の駅の部分 ▼地下式変電所 ▼公共駐車場</p>